

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前																
飲食物品及び油脂の 格付の表示の様式及び表示の方法 1 （略） 2 格付の表示の様式 格付の表示の様式については、表1の左欄に掲げる飲食物品及び油脂ごとに、同表の右欄のとおりとする。 表1－飲食物品及び油脂ごとの格付の表示の様式 <table> <tr> <td> A.1～A.18 （略） A.19 ぶどう糖 A.20～A.28 （略） </td><td> （略） </td></tr> <tr> <td> B.1～B.8 （略） （削る。） B.9～B.11 （略） </td><td> （略） </td></tr> <tr> <td> C.1～C.9 （略） C.10 障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物 C.11～C.17 （略） </td><td> （略） </td></tr> </table> 3 （略） 附属書A （規定） 格付の表示の様式A （略） a) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、表A.1のとおりとする。 表A.1－格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径 <table> <tr> <td>区分</td><td>格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径</td></tr> </table>	A.1～A.18 （略） A.19 ぶどう糖 A.20～A.28 （略）	（略）	B.1～B.8 （略） （削る。） B.9～B.11 （略）	（略）	C.1～C.9 （略） C.10 障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物 C.11～C.17 （略）	（略）	区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径	飲食物品及び油脂の 格付の表示の様式及び表示の方法 1 （略） 2 格付の表示の様式 格付の表示の様式については、表1の左欄に掲げる飲食物品及び油脂ごとに、同表の右欄のとおりとする。 表1－飲食物品及び油脂ごとの格付の表示の様式 <table> <tr> <td> A.1～A.18 （略） A.19 全糖ぶどう糖 A.20～A.28 （略） </td><td> （略） </td></tr> <tr> <td> B.1～B.8 （略） B.9 ぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。） B.10～B.12 （略） </td><td> （略） </td></tr> <tr> <td> C.1～C.9 （略） C.10 障害者が生産行程に携わった食品 C.11～C.17 （略） </td><td> （略） </td></tr> </table> 3 （略） 附属書A （規定） 格付の表示の様式A （略） a) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、表A.1のとおりとする。 表A.1－格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径 <table> <tr> <td>区分</td><td>格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径</td></tr> </table>	A.1～A.18 （略） A.19 全糖ぶどう糖 A.20～A.28 （略）	（略）	B.1～B.8 （略） B.9 ぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。） B.10～B.12 （略）	（略）	C.1～C.9 （略） C.10 障害者が生産行程に携わった食品 C.11～C.17 （略）	（略）	区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
A.1～A.18 （略） A.19 ぶどう糖 A.20～A.28 （略）	（略）																
B.1～B.8 （略） （削る。） B.9～B.11 （略）	（略）																
C.1～C.9 （略） C.10 障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物 C.11～C.17 （略）	（略）																
区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径																
A.1～A.18 （略） A.19 全糖ぶどう糖 A.20～A.28 （略）	（略）																
B.1～B.8 （略） B.9 ぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。） B.10～B.12 （略）	（略）																
C.1～C.9 （略） C.10 障害者が生産行程に携わった食品 C.11～C.17 （略）	（略）																
区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径																

マカロニ類，異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖，即席めん（めん重量が50 g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135 g 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。），植物性たん白，食用精製加工油脂， <u>ぶどう糖</u> 並びにパン粉	（略）
（略）	（略）

b)～e) （略）

附属書B
（規定）
格付の表示の様式B

（略）

a) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は，表B.1のとおりとする。

表B.1－格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径

区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

b)～g) （略）

附属書C （略）

マカロニ類，異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖，即席めん（めん重量が50 g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135 g 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。），植物性たん白，食用精製加工油脂， <u>全糖ぶどう糖</u> 並びにパン粉	（略）
（略）	（略）

b)～e) （略）

附属書B
（規定）
格付の表示の様式B

（略）

a) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は，表B.1のとおりとする。

表B.1－格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径

区分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
<u>ぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。）</u>	<u>20 mm以上</u>
（略）	（略）

b)～g) （略）

附属書C （略）